

京都大学の講座、学科目及び研究部門に関する規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第六号)

京都大学の講座、学科目及び研究部門に関する規程(平成十四年達示第二十号)の全部を次のように改正する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 京都大学の大学院の研究科に置く専攻及び専攻に置く講座並びに学部、学部に置く学科目及び学科目並びに研究所に置く研究部門その他の教員組織については、この規程の定めるところによる。

第二章 研究科等

(文学研究科)

第二条 文学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

文献文化学専攻 国語学・国文学講座、中国語学・中国文学講座、東洋古典学講座、西洋古典学講座、欧米語学・欧米文学講座

思想文化学専攻 哲学・宗教学講座、美学・美術史学講座

歴史文化学専攻 日本史学講座、東洋史学講座、西洋史学講座、考古学講座

行動文化学専攻 心理学講座、言語学講座、社会学講座、地理学講座

現代文化学専攻 現代文化学講座

2 前項に掲げるもののほか、文学研究科に総合文化学講座を置く。

(教育学研究科)

第三条 教育学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

教育学専攻 教育学講座、教育方法学講座、教育認知心理学講座、教育社会学講座、生涯教育学講座、比較教育政策学講座

臨床教育学専攻 臨床教育学講座、心理臨床学講座、臨床実践指導学講座

(法学研究科)

第四条 法学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻(国際公共政策専攻を除く。)にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

法政理論専攻 法史学講座、法理論講座、外国法講座、公法講座、国際関係法講座、民法講座、企業関係法講座、社会法講座、

刑事法講座、政治史講座、政治行政分析講座、公共政策講座

国際公共政策専攻

法理論系講座、公法系講座、民法系講座、刑事法系講座、法実務系講座

(経済学研究科)

第五条 経済学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

経済システム分析専攻 経済理論講座、統計・情報分析講座、歴史・思想分析講座

経済動態分析専攻 比較制度・政策講座、金融・財政講座、市場動態分析講座

現代経済学専攻 現代経済学講座、国際経営・経済分析講座

ビジネス科学専攻 経営管理・戦略講座、市場会計分析講座、事業創成講座、ファイナンス工学講座、ビジネス科学講座

(理学研究科)

第六条 理学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

数学・数理解析専攻
物理学・宇宙物理学専攻

地球惑星科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

相関数理講座、表現論代数構造論講座、多様体論講座、解析学講座、基礎数理講座
相関重力基礎論講座、物性基礎論講座、非線形物理学講座、物質物理学講座、量子光学講座、物質・時空基礎論講座、粒子物理学講座、核物理学講座、宇宙放射学講座、宇宙物理学講座、宇宙構造学講座
相関地球惑星科学講座、固体地球物理学講座、水圏地球物理学講座、大気圏物理学講座、太陽惑星系電磁気学講座、地球テクトニクス講座、地球物質科学講座、地球生物圏史講座
相関化学講座、理論化学講座、物理化学講座、物性化学講座、無機化学講座、有機化学講座、生物化学講座
相関動植物共生学講座、自然史学講座、動物科学講座、人類学講座、分子植物科学講座、進化植物科学講座、情報分子細胞学講座、機能統合学講座、高次情報形成学講座

(医学研究科)

第七条 医学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻(医科学専攻を除く。)にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

生理系専攻

病理系専攻

内科系専攻

外科系専攻

分子医学系専攻

脳統御医科学系専攻

医科学専攻

社会健康医学系専攻

2 前項に掲げるもののほか、医学研究科に先端・国際医学講座を置く。

(薬学研究科)

第八条 薬学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

創薬科学専攻

生命薬科学専攻

医療薬科学専攻

(工学研究科)

第九条 工学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

社会基盤工学専攻

都市社会工学専攻

都市環境工学専攻

社会基盤工学専攻

都市社会工学専攻

都市環境工学専攻

建築学専攻

機械工学専攻

機械工学専攻

健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座
応用力学講座、地殻工学講座、構造工学講座、構造材料学講座、地盤・水工学講座
都市基盤システム工学講座、都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、ライフライン工学講座、社会基盤マネジメント工学講座
地殻環境工学講座、環境デザイン工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境情報学講座、ウオーターフロント環境工学講座、複合構造デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境衛生学講座、シオフトロント環境工学講座、総合環境学講座、環境材料学講座、環境構成学講座
建築情報システム学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座
機械システム工学講座、機械設計制御工学講座、機械材料力学講座、熱流体工学講座

機械物理工学専攻

精密工学専攻

原子核工学専攻

材料工学専攻

航空宇宙工学専攻

電気工学専攻

電子工学専攻

材料化学専攻

物質エネルギー化学専攻

分子工学専攻

高分子化学専攻

合成・生物化学専攻

化学工学専攻

(農学研究科)

農学専攻

森林科学専攻

応用生命科学専攻

応用生物学専攻

地域環境科学専攻

生物資源経済学専攻

食品生物学専攻

(人間・環境学研究科)

第十一条 人間・環境学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

共生人間学専攻

共生文明学専攻

現代文明論講座、比較文明論講座、文化・地域環境論講座、歴史文化社会論講座

共生社会環境論講座、分子・生命環境論講座、自然環境動態論講座、物質相関論講座

(エネルギー科学研究科)

第十二条 エネルギー科学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

エネルギー社会・環境科学専攻

エネルギー基礎科学専攻

エネルギー変換科学専攻

エネルギー応用科学専攻

メソスコピック物性工学講座、材料強度物性学講座、物性工学講座

デザインシステム論講座、システム工学講座、知能機械システム講座

量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座

材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、材料物性学講座、材料機能学講座

航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙解析工学講座

複合システム論講座、電磁工学講座、電気エネルギー工学講座、電気システム論講座

集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座

機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座

エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座

分子設計学講座、分子物性工学講座、分子エネルギー工学講座、物性物理化学講座

先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座

有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座

環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座

第十条 農学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

農学専攻

森林科学専攻

応用生命科学専攻

応用生物学専攻

地域環境科学専攻

生物資源経済学専攻

食品生物学専攻

(人間・環境学研究科)

第十一条 人間・環境学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

共生人間学専攻

共生文明学専攻

現代文明論講座、比較文明論講座、文化・地域環境論講座、歴史文化社会論講座

共生社会環境論講座、分子・生命環境論講座、自然環境動態論講座、物質相関論講座

(エネルギー科学研究科)

第十二条 エネルギー科学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

エネルギー社会・環境科学専攻

エネルギー基礎科学専攻

エネルギー変換科学専攻

エネルギー応用科学専攻

作物科学講座、園芸科学講座、耕地生態科学講座、品質科学講座

森林管理学講座、森林生産学講座、緑地環境保全学講座、生物材料工学講座、生物材料機能学講座

応用生化学講座、分子細胞科学講座、応用微生物学講座、生物機能化学講座

資源植物科学講座、植物保護科学講座、動物遺伝増殖学講座、動物機能開発学講座、海洋生物資源学講座、海洋微生物学講座、海洋生物生産学講座

比較農業論講座、生物環境科学講座、生産生態科学講座、地域環境開発工学講座、地域環境管理工学講座、生物生産学講座

農企業経営情報学講座、国際農林経済学講座、比較農史農学論講座

食品生命科学講座、食品健康科学講座、食品生産工学講座

社会エネルギー科学講座、エネルギー社会環境学講座

エネルギー反応学講座、エネルギー物理学講座

エネルギー変換システム学講座、エネルギー機能設計学講座

エネルギー応用プロセス学講座、資源エネルギー学講座

応用熱科学講座、エネルギー応用プロセス学講座、資源エネルギー学講座

(アジア・アフリカ地域研究研究科)

第十三条 アジア・アフリカ地域研究研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。
東南アジア地域研究専攻 生態環境論講座、地域進化論講座、連環地域論講座
アフリカ地域研究専攻 地域生態論講座、民族共生論講座、地域動態論講座

(情報学研究科)

第十四条 情報学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

知能情報学専攻	生体・認知情報学講座、知能情報ソフトウェア講座、知能メディア講座、生命情報学講座
社会情報学専攻	社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座
複雑系科学専攻	応用解析学講座、複雑系力学講座、複雑系構成論講座
数理工学専攻	応用数学講座、システム数理講座、数理物理学講座
システム科学専攻	人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座
通信情報システム専攻	コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座

(生命科学研究科)

第十五条 生命科学研究科に次表上欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

統合生命科学専攻	遺伝機構学講座、多細胞体構築学講座、細胞全能性発現学講座、応用生物機構学講座、環境応答制御学講座
高次生命科学専攻	認知情報学講座、体制統御学講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講座、生命文化学講座

(地球環境学堂・学舎)

第十六条 地球環境学堂に、次に掲げる学廊を置く。

地球益学廊、地球親和技术学廊、資源循環学廊

2 地球環境学舎に、次に掲げる専攻を置く。

地球環境学専攻

環境マネジメント専攻

第三章 学部

(総合人間学部)

第十七条 総合人間学部には総合人間学系を置き、同学系に次に掲げる学系を置く。

人間学系、国際文明学系、文化環境学系、認知情報学系、自然科学系

(文学部)

第十八条 文学部に人文学系を置き、同学系に次に掲げる学系を置く。

哲学基礎文化学、東洋文化学、西洋文化学、歴史基礎文化学、行動・環境文化学、基礎現代文化学

(教育学部)

第十九条 教育学部に教育科学系を置き、同学系に次に掲げる学系を置く。

現代教育基礎学、教育心理学、相関教育システム論

(法学部)

第二十条 法学部に、次に掲げる学系を置く。

基礎法学、公法、民刑事法、政治学

(経済学部)

第二十一条 経済学部に次表上欄に掲げる学科を置き、当該学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

経済学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働、国際経済
経営学科 経営、会計

(理学部)

第二十二条 理学部に理学科を置き、同学科に次に掲げる学科目を置く。

数学、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学

(医学部)

第二十三条 医学部に医学科を置き、同学科に次に掲げる学科目を置く。

分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科学

2 医学部に保健学科を置き、同学科に次表上欄に掲げる専攻を、当該専攻にそれぞれ同表下欄に掲げる講座を置く。

看護学専攻 臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座
検査技術科学専攻 基礎生体病態情報解析学講座、臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座
理学療法学専攻 運動機能開発学講座、健康運動機能学講座
作業療法学専攻 作業機能開発学講座、作業機能適応学講座

(薬学部)

第二十四条 薬学部に総合薬学科を置き、同学科に次に掲げる学科目を置く。

物理・薬化学、生物・分子薬学、生命・臨床薬学

(工学部)

第二十五条 工学部に次表上欄に掲げる学科を置き、当該学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学
建築学科 建築学
物理工学科 機械システム学、材料科学、エネルギー理工学、宇宙基礎工学
電気電子工学科 電気電子工学
情報学科 計算機科学、数理工学
工業化学科 創成化学、工業基礎化学、化学プロセス工学

(農学部)

第二十六条 農学部に次表上欄に掲げる学科を置き、当該学科にそれぞれ同表下欄に掲げる学科目を置く。

資源生物科学科 資源生物科学
応用生命科学科 応用生命科学
地域環境工学科 地域環境工学
食料・環境経済学科 食料・環境経済学
森林科学科 森林科学

食品生物科学科 食品生物科学

第四章 研究所

(化学研究所)

第二十七条 化学研究所に、次に掲げる研究系を置く。

物質創製化学研究系、材料機能化学研究系、生体機能化学研究系、環境物質化学研究系、複合基盤化学研究系

(人文科学研究所)

第二十八条 人文科学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

文化研究創成研究部門、文化生成研究部門、文化表象研究部門、文化構成研究部門、文化連関研究部門

(再生医学研究所)

第二十九条 再生医学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

生体機能学研究部門、生体組織工学研究部門、再生統御学研究部門、再生医学応用研究部門

(エネルギー理工学研究所)

第三十条 エネルギー理工学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

エネルギー生成研究部門、エネルギー機能変換研究部門、エネルギー利用過程研究部門

(生存圏研究所)

第三十一条 生存圏研究所の中核研究部に、次に掲げる研究系を置く。

生存圏診断統御研究系、生存圏戦略流動研究系、生存圏開発創成研究系

(防災研究所)

第三十二条 防災研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

総合防災研究部門、地震災害研究部門、地盤災害研究部門、水災害研究部門、大気災害研究部門

(基礎物理学研究所)

第三十三条 基礎物理学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

物理学基礎研究部門、物質構造研究部門、極限構造研究部門

(ウイルス研究所)

第三十四条 ウイルス研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

がんウイルス研究部門、遺伝子動態調節研究部門、生体応答学研究部門、細胞生物学研究部門

(経済研究所)

第三十五条 経済研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

経済情報解析研究部門、経済制度研究部門、公共政策研究部門、現代経済分析研究部門

(数理解析研究所)

第三十六条 数理解析研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

基礎数理研究部門、無限解析研究部門、応用数理研究部門

(原子炉実験所)

第三十七条 原子炉実験所に、次に掲げる研究部門を置く。

原子力基礎工学研究部門、粒子線基礎物性研究部門、放射線生命科学研究部門

(霊長類研究所)

第三十八条 霊長類研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

進化系統研究部門、社会生態研究部門、行動神経研究部門、分子生理研究部門

(東南アジア研究所)

第三十九条 東南アジア研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

統合地域研究部門、人間生態相関研究部門、社会文化相関研究部門、政治経済相関研究部門、地域研究第一客員研究部門、地域研究第二客員研究部門、東南アジア諸語文献客員研究部門

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第四条に定めるもののほか、法学研究科に基礎法学専攻、公法専攻、民刑事法専攻及び政治学専攻を置き、平成十五年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第五条に定めるもののほか、経済学研究科に組織経営分析専攻を置き、平成十五年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。